

○岡山市自転車駐車場附置義務条例

昭和57年3月27日

市条例第16号

改正 平成12年3月22日市条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づき自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「大型店舗等」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積が500平方メートルを超える大型店舗並びに銀行、信託銀行、信用金庫、信用協同組合(以下「金融機関」という。)及びぱちんこ屋をいう。

(大型店舗等の自転車駐車場附置義務)

第3条 法第5条第4項の規定に基づき商業地域及び近隣商業地域内で条例で定める区域は、商業地域及び近隣商業地域内の全部(以下「附置義務区域」という。)とする。

2 附置義務区域において大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該大型店舗等の敷地内又は当該大型店舗等の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内で、市長が第5条第2項により承認をした場所に別表に定める基準に従い算定した規模以上の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、大型店舗等が附置義務区域の内外にわたる場合においては、当該大型店舗等のうち附置義務区域として定められていない区域に存する部分を存しないものとみなす。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第4条 前条に規定する附置義務区域に大型店舗等を増築しようとする者は、当該増築後の施設(当該施設について附置義務区域が定められる前に建築された部分(第6条及び附則第2項に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして、前条の基準により算定した自転車駐車場の規模から現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

(届出等)

第5条 前2条の規定により自転車駐車場を設置しなければならない者(以下「自転車駐車場附置義務者」という。)のうち当該敷地内に自転車駐車場を設置しようとする者は、規則

で定めるところにより自転車駐車場の位置、規模等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 自転車駐車場附置義務者のうち、当該敷地外に自転車駐車場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより自転車駐車場の位置、規模等について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 第1項により届け出た事項又は前項により承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第6条 この条例の施行後新たに附置義務区域となつた区域内において、附置義務区域となつた日から起算して6月以内に建築物の新築又は増築の工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第7条 第3条及び第4条の規定により設置した自転車駐車場の設置者又は管理者は、常時整理、整頓等に努め、その目的が達成されるよう当該自転車駐車場を管理しなければならない。

(立入検査等)

第8条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、自転車駐車場の設置者若しくは管理者に対し報告させ、若しくは資料の提出をさせ、又は必要に応じて当該職員をして大型店舗等若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第9条 市長は、第3条及び第4条の規定に違反した者に対して相当な期間を定めて自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(自転車駐車場の設置の推進)

第10条 自転車駐車場附置義務者以外の者にあつても自転車の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車駐車場を当該施設の敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

(罰則)

第11条 第9条の規定による市長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第5条の規定に違反した者及び第8条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築又は増築の工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

附 則(平成12年市条例第49号)

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

自転車駐車場の規模の算定基準

施設の用途	自転車駐車場の規模
大型店舗及び金融機関	店舗面積20平方メートルまでごとに1台とする。ただし、店舗面積が5,000平方メートルを超える施設にあつては、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について20平方メートルまでごとに1台として算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について30平方メートルまでごとに1台として算定した規模を加えた規模の自転車駐車場とする。(1台に満たない端数は、切り上げる。)
ぱちんこ屋	遊技施設台数の4台までごとに1台とする。(1台に満たない端数は、切り上げる。)

備考 自転車駐車場の1台当たりの駐車区画の規模及び構造は、規則で定める。